

大阪市総合型地域スポーツクラブ登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に関して必要な事項を定めることにより、総合型クラブの自主的・自発的な設立から運営を実施することにより、地域におけるコミュニティづくりと、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、総合型クラブとは、次の登録要件を満たし、次条に基づき大阪市に登録申請を行い、受理された団体をいう。

- (1) 大阪市内に活動拠点があること。
- (2) 地域住民が自主運営していること。
- (3) 地域に開かれ公益性があること。
- (4) 多種目、多世代のクラブ運営をしていること。ただし、創設時点では、1種目、1世代のクラブでも申請することはできるが、3年以内に多種目、多世代の運営クラブにすること。
- (5) 原則、総合型クラブの入会金及び年度会費等の会費により運営していること。ただし、協賛金、広告収入等は認める。

(登録)

第3条 前条第1項第1号から第5号までの要件を満たした団体のうち総合型クラブとしての登録を求めるものは、大阪市総合型地域スポーツクラブ登録申請書（様式第1号）及び規約、役員名簿、組織図、年間活動計画書、年間収支計画書（予算書）を添付のうえ大阪市へ申請するものとする。

- 2 大阪市は、登録申請があった場合において、申請内容を審査し、申請書等に不備がなく、登録が適当と認めたときは、当該団体を総合型クラブとして登録し、その旨を通知する。

(登録の変更)

第4条 総合型クラブは、登録した内容に変更が生じた場合は、大阪市総合型地域スポーツクラブ登録変更申請書（様式第2号）を速やかに大阪市に提出する。

(登録の解除)

第5条 総合型クラブ会員の総意により、総合型クラブを廃止等する場合は、大阪市総合型地域スポーツクラブ登録解除申請書（様式第3号）を大阪市に提出する。

- 2 大阪市が申請書を受領した際は、当該総合型クラブの解除理由等を審査のうえ、登録を解除し、その旨を通知する。
- 3 総合型クラブが第2条第1項各号の要件を満たさなくなった場合又は複数年にわたり活動を全く実施していない場合は、職権で登録を解除することができる。

(活動状況報告)

第6条 大阪市は、総合型クラブに対して、毎年その活動内容等を明らかにする書類の提出を求めることができる。

(支援)

第7条 大阪市は、総合型クラブに次の支援を実施する。

- (1) 大阪市が収集した総合型地域スポーツクラブ制度に関する情報を提供する。
- (2) 各総合型クラブの情報を大阪市のホームページへ掲載する。ただし、希望しない総合型クラブはこの限りではない。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の総合型地域スポーツクラブ活動助成を希望する総合型クラブの助成金の申請は、大阪市と協力して申請する。大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金交付要綱については、別途定める。
- (4) 大阪市は、総合型クラブの相互連携を図るため、年複数回の連絡会及び年1回以上の総合型クラブ相互の交流会を実施する。

(個人情報の保護)

第8条 大阪市は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の規定を遵守し、総合型クラブから入手した個人情報を法令の定める場合を除き、当該総合型クラブの同意なしに他の目的に利用又は提供してはならない。

(庶務)

第9条 総合型クラブの登録に関する庶務は、経済戦略局スポーツ部スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

- 2 本要綱施行日以前に大阪市総合型地域スポーツクラブ登録制度に基づき、登録した団体についても、本要綱の総合型クラブとみなし、施行日以降本要綱の適用を受ける。

附 則 この要綱は令和3年12月20日から施行する。